

学 費 返 還 に 関 す る 規 定

< 大学入学の場合 >

本校に入学申込後、大学等に合格し、その大学に入学される場合、以下の手順の上、入学金・授業料の全額を返還します。ここでいう大学とは、文部科学省所轄の大学・短大（通信教育を除く）および文部科学省が大学卒と同等の扱いを認めている大学校（防衛大・防衛医大・気象大など）を指し、専修学校、各種学校、外国の大学は除きます。

① 手続方法 下記書類ア～ウまでを、手続期限までに本校受付に提出してください。更にエを下記の提出期限内にご提出願います。両方が完了した場合に限り、返還いたします。

< 提出書類 >

- ア. 本校発行の「授業料返還願」
- イ. 大学合格を証明する書類
- ウ. 本校発行の学費領収書（コピー不可）
- エ. 入学した大学の在学証明書

事務手続き上、即日返還はできません。（返還日は下記参照）

② 返 金 在学証明書の提出が 2019 年 4 月 20 日（土） 17：00 までの場合

…4 月末日に指定口座にお振り込みいたします。（振込手数料はご負担いただきます）

在学証明書の提出が 2019 年 4 月 21 日（日）～5 月 10 日（金） 17：00 までの場合

…5 月末日に指定口座にお振り込みいたします。（振込手数料はご負担いただきます）

※2019 年 5 月 10 日（金） 17：00 までに在学証明書の提出がない場合は

この返還制度は適用されません。

③ 手続期限 2019 年 3 月 30 日（土） 17：00

< 大学入学以外の事情による入学辞退の場合 >

入学申込後、入学辞退の申し出があった場合 入学金を除く授業料の全額を返還いたします。

① 手続方法 下記書類すべてをご準備の上、手続期間までに本校受付に提出してください。手続を期限までに完了した場合に限り、返還いたします。

< 提出書類 >

- ア. 退学の理由書
- イ. 本校発行の「授業料返還願」
- ウ. 本校発行の学費領収書（コピー不可）

事務手続き上、即日返還はできません。

授業を受講された後に退学される場合は一切返還できません。

② 返 金 5 月末日、指定口座にお振り込みいたします。

（振込手数料はご負担いただきます）

③ 手続期限 2019 年 4 月 8 日（月） 17：00

※期限以降の申請は一切認めません。また、受付窓口への提出以外（電話など）による手続きはできませんので、ご注意ください。

※ 2 次募集合格、補欠合格等で大学からの合格通知が遅れた場合でも、上記以降のお申し出は一切認めません。

※ A O 入試など大学の秋期入学試験に合格し、入学した場合は、学費の返還はできません。

※ 書類不備の場合は受付できませんので、ご注意ください。

※ 教育ローンをご希望の方は、各機関へお問い合わせください。